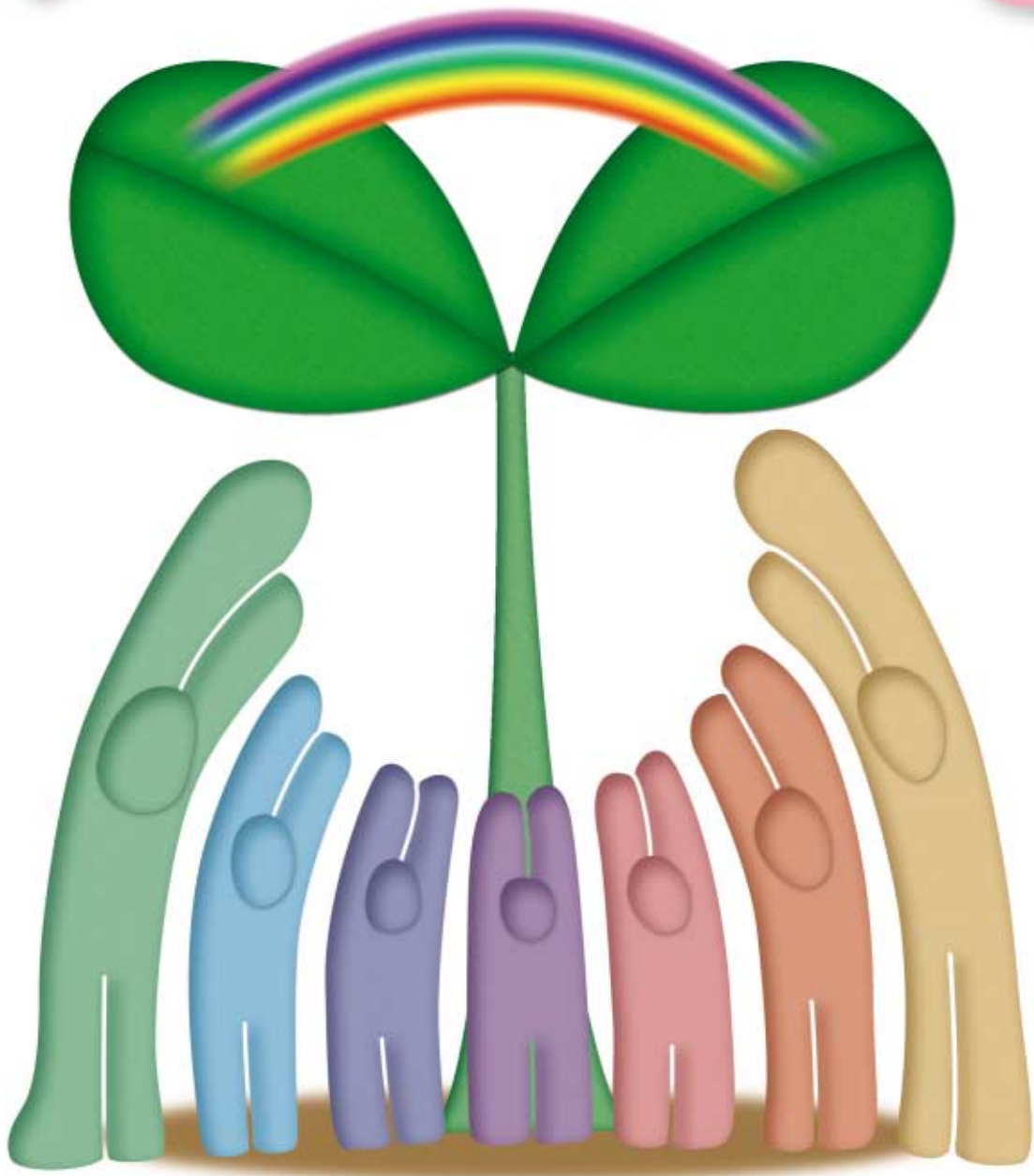


釜石市次世代育成支援行動計画

いきいき子育てプラン



釜石市



基本目標Ⅰ

安心して子育てができるまちづくり

子育てに対する不安や負担を感じる家庭が増えています。また、子育て家庭の孤立化が問題となっています。地域が子育てを見守り、支え、子育て家庭にやさしい環境を整えていく必要があります。

- (1) 地域における子育ての支援
 - ① 地域子育て支援センターの充実を図ります
 - ② 地域で子育てを応援します
- (2) 保育サービスの充実と待機児童の解消
 - ① 保育サービスの充実を図ります
 - ② 待機児童の解消に取り組めます
- (3) 放課後児童の健全育成
 - ① 放課後児童の健全育成を推進します
- (4) 援助を必要とする家庭への支援
 - ① 子どもの虐待防止に努めます
- (2) ひとり親家庭の自立を支援します
- ③ 障がい・発達に遅れのある子どもを支援します
- (5) 子どもの安全の確保
 - ① 子どもの交通安全教育を推進します
 - ② 子どもを犯罪や事故から守るための活動を推進します



少子化は、「晩婚化・未婚化」が主たる要因とされてきましたが、「夫婦の出生力の低下」が新たに指摘され、少子化は今後一層進行することが予想されています。

少子化の進行は、「家族」の形態の変化や子ども同士の交流機会の減少など社会面での影響が懸念されるほか、労働力人口の減少による経済成長や生活水準の低下など、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものです。

この少子化の流れを変えようと、平成15年7月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とする「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

現在の人口を維持するための合計特殊出生率は2.08ですが、平成元年に2.04だった釜石市の合計特殊出生率は、平成15年には1.84にまで減少し、全国平均（1.29）や岩手県平均（1.45）を上回ってはいるものの、年少人口比率は12%台にまで落ち込んでいます。

自分が育ったまちで、また自分も子育てがしたいと感じられるような、親子ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。そこで、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、釜石市次世代育成支援行動計画「いきいき子育てプラン」を策定しました。

基本理念

「夢を持ち みんなで支え
心豊かな釜石っ子を育てるまちづくり」

基本目標

「夢を持ち みんなで支え 心豊かな釜石っ子を育てるまちづくり」の実現のため、次の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

I 安心して子育てができるまちづくり

II 子どもが心豊かに育つまちづくり

III 健やかに生み育てるまちづくり

IV 子育てと仕事が両立できるまちづくり

基本目標Ⅱ

子どもが心豊かに育つまちづくり

子どもを取り巻く環境が日々変化し、不登校や非行など複雑な問題を抱える家庭が増えています。「いのち」の重みが軽視されたり、子どもが被害者となる事故や犯罪が多発しています。次代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を育み、安心して暮らせるまちづくりを行う必要があります。

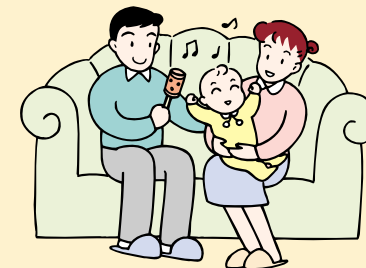
- (1) 思春期の心と身体 の健康づくり
 - ① 小中学校において「性」に関する教育支援を行います
 - ② 発達段階に応じた食育を推進します
- (2) 子ども達の居場所づくり
 - ① 子どもの活動を支援します
 - ② 児童館や公民館事業の充実を図ります
- (3) 子どもを取り巻く有害環境への対応
 - ① 子ども達を取り巻く環境の浄化を進めます
- (4) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備
 - ① 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を推進します
 - ② 職業についての理解や体験教育を推進します
 - ③ 家庭教育に関する学習機会を拡充します

基本目標Ⅲ

健やかに生み育てるまちづくり

核家族化が進み、育児体験や相談する相手もなく、育児不安に陥るケースが見受けられ、このことが幼児虐待の引き金になる場合もあります。すべての子どもが健やかに生まれ、成長するために、妊娠期から継続した育児支援を行う必要があります。

- (1) 母と子への健康支援
 - ① 疾病予防・健康増進事業を推進します
 - ② 安全な妊娠・出産について支援します
 - ③ 育児不安の軽減について支援します
 - ④ 育児に関する情報提供とサービスの充実を図ります
- (2) 医療等の支援
 - ① 乳幼児医療費助成の充実を図ります
 - ② 小児医療・母子保健医療の充実を図ります



基本目標Ⅳ

子育てと仕事が両立できるまちづくり

女性が職業を持ち、結婚後も仕事を続けることが一般的になりましたが、出産や子育てを理由に退職せざるを得なかったり、職場復帰が困難な場合が依然として多いのが実情です。男女が共に仕事と子育てを両立でき、育児が楽しめる、ゆとりのある社会の実現が求められます。

- (1) 子育て家庭を支援する就労環境づくり
 - ① 子育て家庭を支援する就労環境に関する情報を提供します
 - ② 男性の育児参加を促進します
- (2) 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
 - ① 固定的な性別役割分業の是正を図ります
 - ② 職場優先の企業風土の是正を図ります



主な目標事業量

事業名	事業内容	現状 (平成16年度)	目標 (平成21年度)	担当課 担当部署
子育て支援センター	専任の保育士が、子育て家庭に対する相談指導を行うと共に、子育てに関する情報提供や子育てサークルの育成・支援を行っている。利用は自由。	2カ所	3カ所	福祉事務所
一時保育事業	保護者の疾病・入院等の緊急時、または家庭の事情で一時的な保育が必要な場合に対応する。	1カ所 8人	2カ所 16人	福祉事務所 (認可保育所)
乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病後児保育)	「病気回復期」で保育所等に通所できない児童を、保育所や病院に付設された専用スペースで一時的に預かる。	0カ所	1カ所 4人	福祉事務所
休日保育	日曜・祝日に仕事があり、家庭で保育を行えない場合、他の保育所に通所する子どもも含めて預かる。	0カ所	2カ所 20人	福祉事務所 (認可保育所)
延長保育	就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応して、通常の保育時間（概ね7時～18時）を超えて保育を実施する。	6カ所	6カ所	福祉事務所 (認可保育所)
通常保育事業 (保育所の改築に 伴う定員増)	保護者の就労、病気、家庭での介護等の理由により、家庭で保育を行うことが困難な（保育に欠ける）児童の保育を行う。（保育所改築に伴う定員増により待機児童の解消を図る。）	6カ所 410人	6カ所 430人	福祉事務所 (認可保育所)
放課後児童 健全育成事業	就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後児童の育成・指導、遊びによる発達の助長などに係るサービスを行い、児童の健全育成の向上を図る。	8カ所 345人	9カ所 380人	福祉事務所

計画の推進

関係者や市民で構成する釜石市次世代育成支援対策地域協議会において、各施策の進行状況や評価を行いながら施策を推進していきます。また、本計画が十分に理解され、家庭・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、各施策への積極的な協力が得られるよう、広報・啓発活動の充実に努めます。

釜石市 福祉事務所

〒026-0021 岩手県釜石市只越町2-3-9
TEL 0193-22-0177 FAX 0193-22-6375